

**本間内科医院介護医療院における居宅療養管理指導
施設サービスおよび(介護予防)短期入所療養介護に関する
お知らせ**

本間内科医院介護医療院（以下当院という）は介護保険による認定をうけられた方がご利用者できる、施設及び(介護予防)短期入所療養介護施設の許可指定をうけております。

本間内科医院介護医療院
小樽市稲穂2丁目19番13号
事業所番号 **01B2000011**

サービスを提供するにあたり、以下について心がけております。

1 当院は、長期にわたる療養を必要とするご利用者に対し、介護看護スタッフにより、療養上の管理、介護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行い、一人一人が残された能力に応じて、安全な日常生活を営み、平穩にお過ごしになれるよう支援いたします。

2 当院は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って指定介護療養施設サービスの提供に努めます。その際、お気づきの点がございましたら、遠慮なくおしゃってください。

3 当院は、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者と連携し、いつでもご相談できます。その際は、当院で必要と認めたご利用者の情報を提供させていただきます。なお、他専門医療機関と連携し、適切な時期に適切な選択を計れるように心がけております。急変時、または、特別な医療を要する際には、ご相談させていただきます。

4 当院は、介護保険の定める身体拘束はいたしません。スタッフ一同研修などを通じ、意識を高める様に努めております。医療安全上、緊急やむ得ず実施しなければならない時にはその理由、方法、期間等きめ細かにご相談報告させていただきます。

5 当院は、虐待の防止のため、早期発見、虐待への迅速かつ適切な対応のための取り組みを行い、スタッフ一同研修等を通じ、意識を高め、ご利用者の尊厳を保つよう努めています。

6 当院は、新興感染症などの感染拡大や災害が発生した場合でも、業務継続計画（BPC）を策定により、研修、訓練の実施、地域連携の中で、継続した医療介護の提供に努めております。

7 すべてのスタッフと共に認知症研修に努め、認知症のある方が安心して暮らしになれるように、思いやりのある医療および介護の提供に努めます。

8 当院に勤務する指定介護療養施設サービス及び短期入所療養介護の提供にあたる従業員数は、日勤、夜勤合わせて、少なくとも医師 1名、看護職員 2名以上、介護職員 2名以上、介護支援専門員 1名 おります。ご利用者が安心安全に過ごすことができるように、協力して介護看護させていただきます。

なお、事務職員 2名（以上）より介護請求に関する事務を行っており、お支払いに対してのご説明をさせていただきます。

9 当院の指定介護療養施設サービス及び短期入所療養介護を提供する病床の入院患者の定員は次のように、許可いただいております。

(1) 201号室 1名 (2) 202号室 3名 (3) 301号室 1名

(4) 302号室 3名 (5) 303号室 1名 (5) 305号室 1名

急性増悪時、医学的管理上、また感染時には、感染拡大防止のため転室していただくことがあります。必要に応じてご相談させていただきます。

10 当院が指定介護療養施設サービス及び短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により定められており、以下の合計となります。

(1) 指定介護療養施設サービスの提供及び短期入所療養介護(食費、住居費(滞在費)は除く)について厚生労働大臣が定めた額の1割、2割又は3割

(2) 食事負担、住居費(滞在費)は保険給付対象外となりました。基準費用額となります。減額の対象になる方もいらっしゃいます。小樽市との調整が必要ですので、当院事務職員にご相談ください。

(3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、負担していただくことが適当と認められる費用があります。

(4) 入所中の他医療機関への受診は、主治医の許可と施設入所証明を必要といたします。当院において専門的な医療を要すると判断した場合に、主治医による診療情報提供書作成しご紹介させていただきます。

(5) 外泊のご希望があれば遠慮なくご相談ください。外出支援のための状態報告およびPトイレ、車いすなど介護用品の貸し出し(有料)を行っております。また、状態の変化によりいつでも帰院可能です。外泊当日施設サービス料の減額があります。

費用の支払いを受ける場合には、ご利用者又はその家族に対して事前に文書で説明いたします。

11 非常災害時に適切に対応する事ができるよう努めております。非常災害計画に基づき、定期的に防火設備の点検および、年に1回以上、通報訓練、避難訓練、消火訓練しております。その際には、患者さま、ご家族さまもご協力くださるようお願いいたします。

9 私どもは、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を、責任をもって適切に保持いたします。また個人情報の利用目的（談話室掲示）に基づき厳守いたします。

10 苦情やご意見のお持ちの方は、いつでも院長澤田におっしゃってください。ご説明、改善に努め、ご理解していただければ誠意を尽くします。なおサービス提供記録開示、ご説明をご希望の方は所定の手続きに基づき対応いたします。

11 事故発生時は速やかにご家族に連絡するとともに、事故の内容により専門医と連携し、小樽市介護保険課*1、後志総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課*2 に指導いただきながら、誠意を持って必要な最善の措置を尽くします。

*1小樽市介護保険課 0314-32-4111

*2後志総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課0136-23-1958

12 当院では患者さまご家族さまが気持ちよくご利用していただくために、院内におけるセクシュアルハラスメントおよびパワーハラスメントに対する研修をし、当院全体で防止取り組みます。

13 患者さまの尊厳、安全を守る観点から、医療安全対策委員会、感染対策委員会、身体拘束ゼロ・虐待防止委員会を設置し定期的に開催しその結果を職員に周知徹底いたします。指針を整備し、研修に努めます。

なにかお気づきの際にはいつでも院長澤田におっしゃってください。

令和 6 年 4 月作成